

令和6年第9回稲沢市農業委員会総会議事録

令和6年9月26日 勤労福祉会館 第6研修室

出席委員

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	太田 道雄	2番	櫻井 二子
		4番	川松 忠彦
5番	永井 八千代	6番	杉村 由幸
7番	瀧 信義	8番	石田 剛士
9番	橋本 淳		
11番	佐藤 哲郎	12番	浅野 早苗
13番	近藤 淳司	14番	田中 倫雄
15番	宮田 佳司	16番	横井 彰夫
17番	小原 正広	18番	竹田 八重子
19番	八木 章嘉		

欠席委員

議席番号	氏名	議席番号	氏名
3番	丹下 貞行	10番	木村 均

【事務局】出席者

局長	武田 一輝	主幹	長崎 倫典
主査	山本 愛	主任	大橋 崇史

【農務課】出席者

主幹	羽田野 玲	主任	野田 旭宏
----	-------	----	-------

午後2時00分開会

**【事務局】**

定刻になりましたので、始めさせていただきます。

なお、この後の会議については着座にて進めさせていただきたいと考えておりますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

それでは只今から令和6年第9回稲沢市農業委員会総会を始めさせていただきます。本日の欠席委員は、丹下委員、木村委員の2名でございます。

なお、総会の議長につきましては、農業委員会等に関する法律第5条第3項の規定により「会長は会務を総理する」こととなっておりますので、太田会長、議事進行をよろしくお願い致します。

**【会長】**

皆さん、こんにちは。本日は大変お忙しい中、御出席いただきありがとうございます。私ども農業委員は今月末をもって任期満了となりますので、本日が最後の農業委員会総会となります。最後まで、どうぞよろしく申し上げます。それでは、只今から、令和6年第9回稲沢市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は17人であり、会議の成立を認めます。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりですので、報告にかえます。

これより日程に入ります。

日程第1議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は当席において12番浅野委員、13番近藤委員を指名いたします。

次に日程第2議案第40号農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局から説明を求めます。

**【事務局】**

総会提出議案2ページをお願い致します。

議案第40号農地法第3条の規定による許可申請について

農地法第3条第1項の規定による許可申請書を次のとおり受理したので、同条同項の規定により農業委員会の議決を求める。本日付け提出 会長名でございます。

所有権移転の案件から説明いたします。3ページをお願いいたします。

番号1番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人には隣接する耕作地があり、効率的に農業ができることから申請地を取得するもので

す。

受人は現在 4,426 m<sup>2</sup>の農地を耕作しており、個人で年間 100 日、世帯では 200 日農業に従事しています。

番号 2 番

申請地 地目 面積 を朗読。

遺贈での所有権移転です。

渡人の遺言執行者は、申請地所有者の甥となります。申請地所有者は生前、受人と申請地を共同で耕作しており、遺言公正証書の内容に則り、現在も耕作を続けている申請地を受贈するものです。

受人は個人で年間 300 日、世帯では 420 日農業に従事する計画です。

4 ページをお願いいたします。

番号 3 番

申請地 地目 面積 を朗読。

贈与での所有権移転です。

渡人と受人は姪と叔父の関係です。受人は申請地近隣の農地を借り受け耕作する等の経験があり、姪からの贈与を受け、申請地での耕作を開始するものです。

個人で年間 250 日、世帯で 500 日農業に従事する計画です。

番号 4 番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は申請地を取得することにより、規模拡大をするものです。

受人は現在 1,787 m<sup>2</sup>の農地を耕作しており、個人で年間 160 日農業に従事しています。

番号 5 番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人には隣接する耕作地があり、効率的に農業ができることから申請地を取得するものです。

受人は現在 655,586.24 m<sup>2</sup>の農地を耕作しており、個人で年間 300 日、世帯では 1,280 日農業に従事しています。

番号 6 番

申請地 地目 面積 を朗読。

登記地目は田ですが、現況は畑となっております。

売買での所有権移転です。

受人には隣接する耕作地があり、効率的に農業ができることから申請地を取得するものです。

受人は現在 28,874 m<sup>2</sup>の農地を耕作しており、個人で年間 180 日、世帯では 690 日農業に従事しています。

番号7番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は自宅に隣接する申請地を渡人に代わって長年管理しており、今回の申請で改めて 245 m<sup>2</sup>の農地を耕作することとなり、個人で年間 100 日、世帯で 280 日農業に従事する計画となっております。

番号8番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人には隣接する耕作地があり、効率的に農業ができることから申請地を取得するものです。

受人は現在 92 m<sup>2</sup>の農地を耕作しており、個人で年間 200 日農業に従事しています。

番号9番

申請地 地目 面積 を朗読。

地目が田の2筆について、現況は畑となっております。

贈与での所有権移転です。

受人は自宅の庭で家庭菜園を行っており、栽培作物の種類を増やすため、自宅に隣接する申請地を取得するものです。

今回の申請で 484 m<sup>2</sup>の農地を耕作することとなり、個人で年間 60 日、世帯で 180 日農業に従事する計画となっております。

5 ページをお願いいたします。

番号10番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は自宅の庭で家庭菜園を行っており、栽培作物の種類を増やすため、自宅に隣接する申請地を取得するものです。

今回の申請で 407 m<sup>2</sup>の農地を耕作することとなり、個人で年間 90 日、世帯で 210 日農業に従事する計画となっております。

番号11番

申請地 地目 面積 を朗読。

登記地目は田ですが、現況は畑となっております。

贈与での所有権移転です。

受人は申請地の隣接地に住宅を建築予定であり、自家消費用の作物を栽培するため申請地を取得するものです。

今回の申請で414㎡の農地を耕作することとなり、個人で年間150日、世帯で300日農業に従事する計画となっております。

番号12番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は渡人と約10年前から使用貸借契約を結んでおり、受人の自宅庭に隣接する申請地を耕作していました。今回は貸借から所有権の移転とするため申請するものです。

受人は今回の申請で改めて49㎡の農地を耕作することとなり、個人で年間100日、世帯で200日農業に従事する計画となっております。

6ページをお願い致します。

ここからは権利設定の案件になります。

番号13番

申請地 地目 面積 を朗読。

登記地目は田ですが、現況は畑となっております。

令和6年10月1日から3年間の使用貸借権の設定です。

受人は今回の申請で580㎡の農地を耕作することとなり、個人で年間100日、世帯では200日農業に従事する計画となっております。

7ページの総括表をお願いします。

申請件数は合計13件、移動の土地は、田13筆2,417㎡、畑22筆6,385㎡、合計35筆8,802㎡です。

以上13件のうち、番号1番から13番につきましては、お手元に配布してあります意見書のとおり、農地法第3条第2項・3項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしております。

また、申請地の対価、申請人について、参考としてお手元に配付しております。

以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。  
質疑もないようですので、これより採決いたします。  
議案第40号 農地法第3条の規定による許可申請については、原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。  
次に日程第3議案第41号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

8ページをお願いします。  
議案第41号 農地法第4条の規定による許可申請についてです。  
農地法第4条第1項の規定による許可申請書を次のとおり受理したので、同条第3項の規定により農業委員会の意見を求める。本日付け提出、会長名でございます。  
農地区分の詳細説明は、別に用意しました農地転用資料と併せてご確認をお願いします。  
それでは、9ページをお願いします。

番号1番

申請地 地目 面積 を朗読。  
こちらは、貸駐車場を設置します。農地区分は第2種農地です。

番号2番

申請地 地目 面積 を朗読。  
こちらは、貸駐車場を設置します。農地区分は第3種農地です。

番号3番

申請地 地目 面積 を朗読。  
こちらは、貸駐車場を設置します。農地区分は第3種農地です。  
つづきまして、10ページの総括表をごらん下さい。  
4条の申請件数は、3件 転用の土地 田 4筆 975㎡ 合計 4筆 975㎡です。以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。  
質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第 41 号 農地法第 4 条の規定による許可申請については、原案どおり許可相当として愛知県知事に送付することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第 4 議案第 42 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について を議題といたします。事務局から説明を求めます

**【事務局】**

11 ページをお願いします。

議案第 42 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についてです。

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書を次のとおり受理したので、同条第 3 項の規定により農業委員会の意見を求める。本日付け提出、会長名でございます。

先に所有権移転案件から説明させていただきます。12 ページをお願いします。

番号 1 番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは、通路・駐車場を設置します。農地区分は第 3 種農地で、雑種地 217.98 m<sup>2</sup>と一体利用します。

番号 2 番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは、駐車場を設置します。農地区分は第 3 種農地で、雑種地 519 m<sup>2</sup>と一体利用します。

番号 3 番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは、駐車場を設置します。農地区分は第 2 種農地で、宅地 12,202.80 m<sup>2</sup>と一体利用します。

番号 4 番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは、駐車場を設置します。農地区分は第 3 種農地です。

番号 5 番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは、駐車場・資材置場を設置します。農地区分は第1種農地ですが、集落に接続しているため許可要件を満たしております。雑種地 619 m<sup>2</sup>と一体利用します。

番号6番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは、太陽光パネルを設置します。農地区分は第2種農地です。

番号7番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは、駐車場を設置します。農地区分は第2種農地です。

番号8番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは、駐車場を設置します。農地区分は第1種農地ですが、集落に接続しているため許可要件を満たしております。宅地 607 m<sup>2</sup>と一体利用します。13ページをお願いします。

番号9番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは、太陽光パネルを設置します。農地区分は第2種農地です。

つづきまして、14ページをお願いします。ここから権利設定の案件になります。

番号10番

申請地 地目 面積 を朗読。

賃借権の権利設定です。こちらは資材置場を設置します。農地区分は第2種農地です。

番号11番

申請地 地目 面積 を朗読。

賃借権の権利設定です。こちらは駐車場を設置します。農地区分は第3種農地で、雑種地 3,734 m<sup>2</sup>と一体利用します。

番号12番

申請地 地目 面積 を朗読。

使用貸借権の権利設定です。こちらは分家住宅を建築します。農地区分は第2種農地です。

番号 13 番

申請地 地目 面積 を朗読。

使用貸借権の権利設定です。こちらは分家住宅を建築します。農地区分は第 3 種農地です。

番号 14 番

申請地 地目 面積 を朗読。

賃借権の権利設定です。こちらは駐車場を設置します。農地区分は第 2 種農地です。

番号 15 番

申請地 地目 面積 を朗読。

使用貸借権の権利設定です。こちらは分家住宅を建築します。農地区分は第 3 種農地で、宅地 74.80 m<sup>2</sup>と一体利用します。

番号 16 番

申請地 地目 面積 を朗読。

使用貸借権の権利設定です。こちらは分家住宅を建築します。農地区分は第 3 種農地です。

番号 17 番

申請地 地目 面積 を朗読。

使用貸借権の権利設定です。こちらは分家住宅を建築します。農地区分は第 1 種農地ですが、集落に接続しているため許可要件を満たしております。

番号 18 番

申請地 地目 面積 を朗読。

使用貸借権の権利設定です。こちらは農家住宅を建築します。農地区分は第 3 種農地です。

15 ページをお願いします。

番号 19 番

申請地 地目 面積 を朗読。

賃借権の権利設定です。駐車場・資材置場を設置します。農地区分は第 2 種農地で宅地 580 m<sup>2</sup>と一体利用します。

16 ページの総括表をご覧ください。

5 条の申請件数は、19 件 転用の土地 田 14 筆 4,716 m<sup>2</sup> 畑 16 筆 5,984 m<sup>2</sup>、合計 30 筆 10,700 m<sup>2</sup> です。

以上 5 条申請 19 件につきましては、立地基準および一般基準ともに満たしており、許可相当と判断します。以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございますか。

ほかに質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第 42 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については、原案どおり許可相当として愛知県知事へ送付することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第 5 議案第 43 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

総会提出議案 17 ページをお願い致します。

議案第 43 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定による、農用地利用集積計画の決定について

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画を次のとおり受理したので、農業委員会の議決を求めます。

本日付け提出 会長名でございます。

今月は、地権者、農地中間管理機構である愛知県農業振興基金及び耕作者を一括して利用権設定する案件のみでございます。

18 ページをお願いします。

こちらは、地権者、農地中間管理機構である愛知県農業振興基金及び耕作者を一括して利用権設定する農用地利用集積計画になります。

申請地 地目 面積 を朗読。

貸借権の設定は 40 筆、使用貸借権の設定は 24 筆です。

貸借期間は令和 6 年 11 月 1 日から令和 16 年 12 月 31 日までです。

23 ページ総括表をお願い致します。

田 64 筆 合計 43,772 m<sup>2</sup>になります。

これら利用集積の案件については、利用権の設定をすることに差し支えないものと判断し

ます。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございますか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第43号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定については、原案どおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第6議案第44号 相続税の納税猶予に関する適格者証明についてを議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

総会提出議案 24ページをお願いします。

議案第44号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について。

租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるため、次のとおり証明願いを受理したので、農業委員会の意見を求める。本日付け提出、会長名でございます。

25ページをお願いします。

番号1番

特例適用農地は

申請地 地目 面積 被相続人 相続人を朗読。

相続人は被相続人の子であります。

相続開始年月日 令和6年1月8日

これらの適用農地につきまして現地確認をした結果、適正に管理されておりました。

26ページ総括表をお願いいたします。

相続税の納税猶予に関する適格者証明は、1件

田 5筆 2,977㎡ 畑 4筆 2,065㎡ 合計 5,042㎡ になります。

これらの申請については、全て特例適用要件を満たしており、支障等はないものと考えます。以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございますか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。日程第6議案第44号 相続税の納税猶予に関する適格者証明については、原案どおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第7議案第45号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定による農業振興地域整備計画の変更に対する意見聴取について を議題といたします。市から説明を求めます。

【農務課】

総会提出議案27ページをお願いします。

議案第45号

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定による農業振興地域整備計画の変更に対する意見聴取について 農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定による農業振興地域整備計画の変更を次のとおり受理したので、同法施行規則第3条の2の規定により農業委員会の意見を求める。

本日付け提出、会長名でございます。

農業振興地域整備計画の変更について

9月案件は、除外7件です。別途、農振除外位置図を添付しておりますのであわせてご覧ください。それでは、説明させていただきます。

番号1番

申請地 地目 面積 を朗読。

分家住宅を親族の家付近に建築するための除外です。

番号2番

申請地 地目 面積 を朗読。

現在使用しているテント倉庫の撤去とその土地の賃借解消を求められているため、新たな集配施設を建築するための除外です。

番号3番

申請地 地目 面積 を朗読。

駐車場と資材置場として、自宅と一体利用している土地を是正するための除外です。

番号 4 番

申請地 地目 面積 を朗読。

分家住宅を本家付近に建築するための除外です。

番号 5 番

申請地 地目 面積 を朗読。

分家住宅を本家付近に建築するための除外です。

番号 6 番

申請地 地目 面積 を朗読。

車両置場として使用している土地の賃借解消を求められているため、新たな車両置場を整備するための除外です。

番号 7 番

申請地 地目 面積 を朗読。

鉄骨の保管及び塗装等の作業をするため、新たな資材置場を整備するための除外です。あわせて、資材置場として使用している工場南側の土地を是正するための除外です。

以上、除外 7 件、田 4,486 m<sup>2</sup>、畑 4,851 m<sup>2</sup> 合計 9,337 m<sup>2</sup>

いずれも農振法の要件を満たすものとして除外・用途区分変更・編入相当と考えます。

以上です。

#### 【会長】

説明が終わりました。

質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第 45 号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 の規定による農業振興地域整備計画の変更に対する意見聴取について、異議ないことを稲沢市長へ報告すること、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第 8 報告第 28 号 現況証明願の報告について から日程第 11 報告第 31 号農地法第 5 条の規定による許可の取下の報告についてまで、一括して事務局から説明を求めます。

【事務局】

それでは30ページをお願いします。

報告第28号 現況証明願の報告についてです。

現況証明願が、次のとおり証明されましたので報告する。本日付け提出、会長名です。

31ページをお願いします。

番号1番

申請地 地目 面積 を朗読。

平成元年より住宅敷地として利用しておりました。

番号2番

申請地 地目 面積 を朗読。

昭和30年より住宅敷地として利用しておりました。

番号3番

申請地 地目 面積 を朗読。

昭和56年より住宅敷地として利用しておりました。

番号4番

申請地 地目 面積 を朗読。

明治28年より住宅敷地として利用しておりました。

つづきまして、32ページをお願いします。

報告第29号 農地法第4条及び第5条の規定による届出の報告についてです。

農地法第4条及び第5条の規定による届出について、農地法関係事務処理要領の第4の5の(6)のアの規定により、受理したことを報告する。本日付け提出、会長名です。

33ページをお願いします。

農地法第4条第1項第7号の届出です。

番号1番

申請地 地目 面積 を朗読。

住宅建築による転用でございます。

34ページ総括表をお願いします。

申請件数 1件 畑 1筆 71㎡ 合計 1筆 71㎡ です。

続きまして 35 ページをお願いします。  
農地法第 5 条第 1 項第 6 号の届出です。  
まず所有権移転案件になります。

番号 1 番

申請地 地目 面積 を朗読。  
売買による所有権移転で、住宅建築による転用でございます。

番号 2 番

申請地 地目 面積 を朗読。  
売買による所有権移転で、住宅建築による転用でございます。

番号 3 番

申請地 地目 面積 を朗読。  
売買による所有権移転で、住宅建築による転用でございます。

続きまして、36 ページをお願いします。  
ここから権利設定の案件になります。

番号 4 番と 5 番は申請者が同一のため一括で説明させていただきます。

番号 4 番

申請地 地目 面積 を朗読。

番号 5 番

申請地 地目 面積 を朗読。  
事業用定期借地権による権利設定で店舗兼クリニック建築による転用でございます。

37 ページ総括表をお願いします。

申請件数 5 件 田 2 筆 1,120 m<sup>2</sup> 畑 4 筆 1,312 m<sup>2</sup> 合計 6 筆 2,432 m<sup>2</sup>です。

つづきまして、38 ページをお願いいたします。  
報告第 30 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の報告についてです。  
農地法第 18 条第 6 項の規定による通知があったので報告する。  
本日付け提出、会長名です。

39 ページをお願いします。

番号1番2番3番及び6番は、受人が同一のため一括で説明させていただきます。

申請地 地目 面積 を朗読。

農地転用のため、賃借権を解除します。

番号4番

申請地 地目 面積 を朗読。

農地転用のため、賃借権を解除します。

番号5番

申請地 地目 面積 を朗読。

自作するため賃借権を解除します。

40 ページの総括表をお願いします。

申請件 6件 田 11筆 7,529㎡ 合計 11筆 7,529㎡です。

41 ページをお願いします。

報告31号 農地法第5条の規定による許可の取下の報告について

農地法第5条の規定による許可の取下願が提出されたので報告する。

本日付け提出、会長名でございます。

42 ページをお願いします。

番号1番

申請地 地目 面積 を朗読。

こちらは、本人からの申出があったため、申請を取り下げるものです。

43 ページ総括表をお願いします。

申請件数は1件 畑 1筆 311㎡ 合計 1筆 311㎡ です。

以上です。

#### 【会長】

説明が終わりました。質疑はございますか。

ほかに質疑もないようですので、これで報告を終わります。以上で本日の日程は、終了しました。

長時間、ご審議ありがとうございました。その他委員の皆様から何かございますか。

よろしいですか。

これもちまして、令和6年第9回稲沢市農業委員会総会を閉会いたします。

(会長退任あいさつ)

令和6年第9回稲沢市農業委員会総会議事録

令和6年9月26日 勤労福祉会館 第6研修室

午後2時50分閉会

令和 年 月 日

会長

太田 道雄

12番委員

浅野 早苗

13番委員

近藤 淳司